一般社団法人ひとり親支援協会

定款【案】

第１章総則

（名称)

第１条当協会は、一般社団法人ひとり親支援協会（以下、当協会）と称する。

（主たる事務所)

第２条当協会は、主たる事務所を大阪市に置く。

（目的）

第３条 当協会は、ひとり親支援に関する活動を行い，ひとり親の生活向上に寄与すること目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。また、ひとり親の家族、ひとり親予定者、ステップファミリーも支援対象とする。

(1)ひとり親支援に関する情報提供

(2)政策提言・調査活動

(3)イベント開催

(4)ひとり親の交流支援

(5)サークル活動の運営サポート

(6)ひとり親の生活支援

(7)就職・就業支援

(8)住宅・引っ越し支援

(10)婚活・パートナー作り支援

(11)子供支援

(11)ひとり親予定者支援

(12)ステップファミリー支援

(13)目的を同一とする団体・企業等との連携事業

(14)前各号に附帯又は関連する事業

（公告の方法）

第４条当協会の公告は、当協会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(基金)

第５条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

第２章社員

（入社)

第６条 当協会の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

２ 社員となるには、当協会所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

（経費等の負担）

第７条 社員は、当協会の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

２ 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（退社)

第８条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、１か月以上前に当協会に対して予告をするものとする。

（除名）

第９条 当協会の社員が、当協会の名誉を毀損し、若しくは当協会の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第４９条第２項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

（社員の資格喪失）

第１０条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

⑴ 退社したとき。

⑵ 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

⑶ 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

⑷ ３か月以上会費を滞納したとき。

⑸ 除名されたとき。

⑹ 総社員の同意があったとき。

（会員）

第１１条 当協会の会員については別途規約に則り規定する。

第３章社員総会

（開催）

第１２条定時社員総会は、決算月後４か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

（招集）

第１３条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

２ 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

（決議の方法)

第１４条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

（議決権）

第１５条 社員は、各１個の議決権を有する。

（議長）

第１６条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

（議事録）

第１７条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第４章役員

（役員）

第１８条当協会に、次の役員を置く。

1. 理事１名以上

２理事のうち１名を代表理事とする。

（選任）

第１９条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

２ 代表理事は、理事の互選によって定める。

（任期)

第２０条 理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

２任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（理事の職務及び権限)

第２１条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

２ 代表理事は、当協会を代表し、その業務を統括する。

（解任）

第２２条理事は、社員総会の決議によって解任することができる。解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（報酬等）

第２３条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当協会から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第５章計算

（事業年度）

第２４条 当協会の事業年度は、毎年１月１日から（翌年）１２月３１日までの年１期とする。

（事業計画及び収支予算）

第２５条当協会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第６章附則

（最初の事業年度)

第２６条 当協会の最初の事業年度は、当協会成立の日から平成３１年１２月３１日までとする。